

横浜市と千葉市がパートナーシップ宣誓制度に係る 都市間連携に関する協定を締結しました

横浜市と千葉市のいずれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している当事者が両市の間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る都市間連携に関する協定を締結しました。対象となる人口及び現在までの宣誓組数において、全国で最大規模の連携となります。

この連携を契機に、性的少数者をはじめ、様々な事情から婚姻届を出さない、あるいは出せない方々の悩みや生きづらさに一層寄り添っていくとともに、周囲の理解促進を図ります。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定

2 協定の締結日

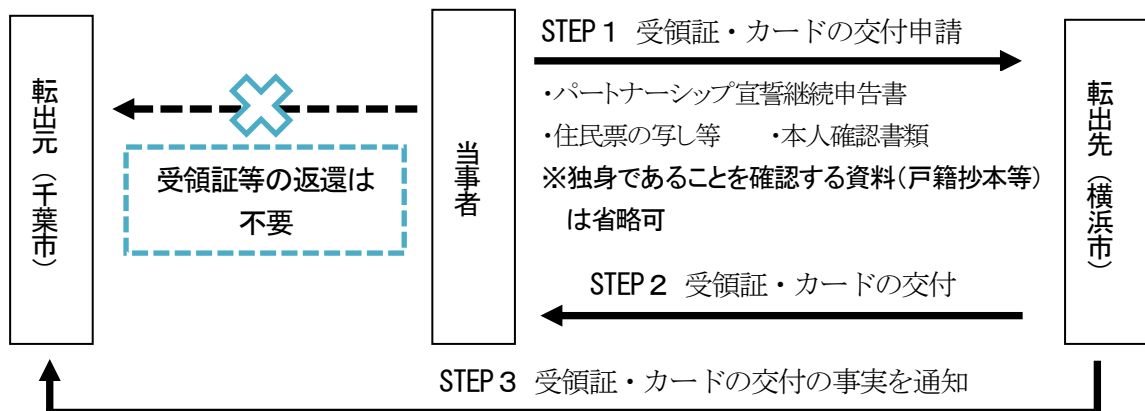
令和3年1月21日（木）

3 内容

(1) 協定による連携事項

- ・転出元への受領証・カードの返還手続きが不要になります。
- ・転出先自治体への提出書類が一部省略できます。

(2) 都市間連携スキーム（千葉市から横浜市に転入するケース）



4 都市間連携の開始日

令和3年2月1日（月）

※開始日以降に横浜市または千葉市に転入した場合に適用を受けることができます。

5 添付資料

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書

お問合せ先

市民局人権課啓発等担当課長 井上 雄太 Tel 045-671-3561

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書

横浜市と千葉市は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る都市間連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和3年2月1日以後に両者の間で住所の異動をする当事者とする。

（連携方法）

第3条 当事者から転入（新たに横浜市又は千葉市の市域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に宣誓を行った旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、受領証（横浜市にあつてはパートナーシップ宣誓書受領証を、千葉市にあつてはパートナーシップ宣誓証明書をいう。以下同じ。）を交付するものとする。

また、両者は、所定の手続により、当事者にカード（横浜市にあつてはパートナーシップ宣誓書受領証明カードを、千葉市にあつてはパートナーシップ宣誓証明カードをいう。）を交付することができるものとする。

2 前項の規定により受領証を交付したときは、当該受領証を交付した事実とともに、当事者の氏名、生年月日、転入前の住所、交付番号等の申告に係る事項を転入前の市に通知するものとする。

（協定の解約）

第4条 この協定を継続できない事情が発生したときは、両者が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第5条 両者は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、必要に応じて両者が協議の上、この協定を変更するものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、両者が協議の上、定めるものとする。
- 3 両者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、両者が協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年1月21日

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長 林 文子

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人